

標記工場職工佐藤道好ハ昭和十一年十一月十六日仕上エトシ  
テ同工場ニ採用セラレシヲ以東屋々組長任長ノ作業上ニ關スル  
命ニ後ハズ之ガ為メ工務部主任岡田捨太郎ヨリ再三訓戒ヲ加  
ヘタルガ更ニ同人ハ十月十七日ノ夜勤ノ際機械ノ故障修理ニ  
當リ特ニ怠慢ノ廉アリタルヲ以テ翌十八日主任岡田捨太郎ヨ  
リ本日ヨリ出勤ニ及バズ他ニ就職口ヲ見付クル様言渡スト共  
ニ廿一日保証人ヲ通シ正式ニ解雇ノ通知ヲナシタルニ因ル  
六 經 過

(1) 右解雇通知ヲ受ケタル同人ハ即日城東労働會館ニ組合常任  
書記上原三一郎ヲ訪問之ガ對策ニ關シ協議ヲナシタリ  
由所轄砂町署ニアリテハ十月廿三日正午勞資代表  
會社側 工務部主任 岡田捨太郎  
従業員側 組合常任書記 上原三一郎  
ヲ招致會見セシメ種々翰旋シタルニ上原ハ最初執拗ニ復職

方ヲ切望セルニ會社側ハ之ヲ容認セズ結局退職手當金二百  
三十四円九十錢(日給ノ九十分)ヲ支給スルコトトシ  
岡田解決ス  
右及申(通)報候也